

提出案件

<p>議案第 3 号 原案可決</p>	<p>相馬地方広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について (提案理由)福島県条例に準じて、宣誓書の押印について見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。</p>
<p>議案第 4 号 原案可決</p>	<p>令和 3 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第 1 号) (提案理由)令和 3 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第 1 号)については、当初予算に変更が生じるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき提案するものであります。収益的支出額を 33,897 千円増額し、補正後の水道事業費用を 1,430,688 千円とするものであります。次に、資本的収入額については、700 千円増額し、補正後の予算額を 180,224 千円とするものであります。資本的支出額については、改良費を 55,309 千円増額、有形固定資産購入費を 548 千円増額し、補正後の資本的支出額を 55,857 千円増額の 1,359,510 千円とするものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。</p>
<p>議案第 5 号 認定及び原案可決</p>	<p>令和 2 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について (提案理由)地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に別紙監査委員意見書を添えて議会の認定に付するものであり、あわせて同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。令和 2 年度決算における収益的収入額は、1,478,062,534 円、収益的支出額は 1,231,188,081 円となり、差し引きの当年度純利益は、246,874,453 円となりました。次に、資本的収入額については 587,497,300 円、資本的支出額は 1,165,422,688 円となり、差し引きの不足額 577,925,388 円については当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,668,287 円、建設改良積立金 3 億円及び過年度分損益勘定留保資金 222,257,101 円で補てんするものであります。また、令和 2 年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金が 546,874,453 円あり、建設改良積立金で補てんし生じた 300,000,000 円を資本金へ組み入れし、残額の当年度純利益 246,874,453 円を新たに建設改良積立金へ積み立てるものであります。</p>
<p>議案第 6 号 原案可決</p>	<p>相馬地方広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則について (提案理由:議員提案)標準市議会会議規則の一部改正に伴い改正するものであります。今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員活動に当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児・看護・介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を</p>

廃止する、国の方針を踏まえ、議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行いたく提案するものであります。

報告案件

報告第1号	令和2年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について (提案理由)令和2年度発注の橋梁添架工事1件、橋梁添架負担金1件及び配水管布設替工事1件、合計3件46,600千円については、他事業関連工事の工程との整合性を図るため工期の延長をしたものであり、地方公営企業法第26条第3項に基づき予算繰越を報告するものであります。
報告第2号	令和2年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について (提案理由)令和2年度から2か年継続事業として実施している、鹿島第二水源地更新工事及び同工事の施工監理業務委託において、令和2年度に支払義務が生じなかった、432,000千円を次年度に繰越を行ったため、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき継続費繰越を報告するものであります。
報告第3号	令和2年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計継続費精算書の報告について (提案理由)令和2年度において、3か年の継続工事で行った、大野台浄水場中央監視施設更新工事が終了したため、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、継続費精算書を報告するものであります。
報告第4号	令和2年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について (提案理由)地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員による決算審査の結果、令和2年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計決算にかかる資金不足がない旨、報告するものであります。
報告第5号	定期監査及び例月出納検査の結果報告について (提案理由)地方自治法第199条第9項及び同第235条の2第3項に基づき、令和3年度定期監査及び令和3年1月から6月までの例月出納検査結果を報告するものであります。